

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第二十号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

野球場
一、七〇〇円

を

野球場	奈良公園
一、七〇〇円	二、五四〇円

に、

奈良公園
二、二五〇円

を

奈良公園	
甲	乙
二、五四〇円	二、二五〇円

に改める。

### 附則

この規則は、平成三十年三月一日から施行する。